

〔類聚名義抄〕金鈺カモ クルマノカモ 銀車ノカリモ 鎮車ノカリモ

〔拾遺和歌集〕九能宣に車のかもをこひに遣して侍けるに侍らずといひて侍ければ、

藤原仲文

かをさして馬といふ人ありければかもをもをしと思ふなるべし

返し

能宣

なしといへばをしむかもとやおもふらむまかやうまとぞいふべかりける

〔新撰字鏡〕車輔扶馬反万相也助

〔段注說文解字〕十四上輔春秋傳曰輔車相依凡許書有不言其義徑舉經傳者如軒下云詞之計矣

詩云素以爲絢兮之類是也此引每文傳倍公五年文不言輔義者義已具於傳文矣小雅正月曰其

爲車不言作輔此云棄輔則輔是可解脫之物蓋如今人縛杖於輻以爲輔也此即詩無棄爾輔之

宮之奇諫公曰虞之與虢也若車之有輔也車依輔輔亦依車虞虢之勢是也此即詩無棄爾輔之

說也合詩與左傳則車之有輔信矣引申之義爲凡相助之本字廢而借字行矣而本義廢影有知輔爲車

之一物者矣人部曰輔也引申之義爲凡相助之本字廢而借字行矣而本義廢影有知輔爲車

自輔之本字也所以說左氏也謂輔與車必相依倚也他家說左者以類與牙車釋之乃因下文之唇

齒而傳會耳固不從車甫聲扶雨切人頰車也

〔輿車圖考〕車の事日本紀に車輿などあるは例の文章にてたしかに見えたるは雄略紀に上車

歸とあると新撰姓氏錄に見えたる車持公の條と合せみて此時はたしかなれど猶履中紀に車

持君車持部を校して兼取充神者とあればそれより古よりある事をえるべし略中 清寧天皇御

時億計弘計の皇子だちを青蓋車にて迎へらるよし見えたれどこれは漢書輿服志の文にてか

けるなり又雄略紀に展車馬とあるは文選の文なり日本紀にはこの類多し略中 孝徳紀に車形

錦といふ事みゆるも是またいにしへよりありし一證なり略中 唐の制度乘御に四色

あり路車傍車輦輿あり略中 この中に路車傍車は皇朝には凡用ひられず

輔

沿革